

ノーステック財団
ものづくり開発・グリーン成長分野
推進補助金（札幌市補助事業）

応募要領
補助金規程

2026年度版

公益財団法人北海道科学技術総合振興センター



**応募書類は当財団のホームページから
ダウンロードできます。**

<https://www.noastec.jp>

公 募 締 切

2026年5月15日(金)17:00 必着

※申込書類の提出は公募期間内必着です。

オンライン補助金申請システムでの応募となります。

https://kenkyujyosei.noastec.jp/applicant/applicant_index.php

2026年度 ノーステック財団
「ものづくり開発・グリーン成長分野推進補助金」(札幌市補助事業)の概要

事業目的	札幌市産業全体の底上げが期待される「ものづくり分野」及び「環境関連分野」において、「さっぽろ連携中枢都市圏」内の企業等が行う新製品・新技術開発（既製品の改良を含む）の取り組みを支援することによって、圏域内の経済の活性化を図っていくことを目的とします。	
補助対象分野	補助金の交付対象となる事業は、下記のⅠ～Ⅱにおける新製品・新技術開発（既製品の改良を含む）に関する取り組みに対し、その経費の一部を補助する（原則、実用化・事業化の可能性の高いもの）。	
	Ⅰ. ものづくり分野（食関連、IT関連を除く）	Ⅱ. 環境分野
	(1) 製造関連 (2) 健康福祉・医療関連	(3) 環境関連
補助事業の対象者	下記(1)～(7)の要件をすべて満たす中小企業者、組合等	
	下記(1)～(7)の要件を満たす企業、組合等もしくは企業、組合等を代表とし、企業等・大学研究機関等により構成したコンソーシアム	
	(1) 「さっぽろ連携中枢都市圏」を構成する市町村（※）の区域内に本社を有する企業 ※市町村：札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町 (2) 設立後1年以上経過していること (3) 事業を実施するための経営資源、人材等を有し、事業を継続して実施する見通しがあること (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと (5) 市町村税の滞納がないこと (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生または更生手続きを行っている者でないこと (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者ではないこと	
補助金額 (限度額)	500万円以内	1,000万円以内
補助率	補助対象経費総額の1/2以内 ※介護支援関連及びバリアフリー等に資する開発は、補助対象経費総額の2/3以内	補助対象経費総額の2/3以内
採択予定件数	合計 5件程度 (うち、札幌市外に本社を有する圏域内企業は1件まで)	
事業実施期間	補助金交付決定日 から 2027年3月8日（月） ※ただし、補助対象経費の支出については、2027年2月末日までに支払を終えた経費を対象とします。	
対象経費	旅費、報償費、原材料・消耗品費、人件費、通信・運搬費、機器装置等賃借料、機器装置等購入費、外注費（調査・分析・加工・共同研究費など）、その他の経費（本事業の遂行に必要と認められる経費）	
対象外経費例	① 補助対象となる経費の額は消費税仕入控除額を差し引いた金額（但し、免税事業者の場合は個別に相談のこと） ② 土地及び建物の購入または借上料等に係る経費 ③ 施設等の改造費、既存設備・機械の使用料、固定資産税、水道光熱費等 ④ 販売（営業）目的となる経費（展示会等への出展料なども含む） ⑤ 銀行振込手数料（取引先が負担している場合についても、値引きと見なします） ⑥ 車両の借上費用、高速料金、駐車料金、ガソリン代等 ⑦ 食料費、接待費、会食費等の個人消費的経費 ⑧ 他の用途（営業等）との併用となっている旅費 ⑨ 派遣会社等に支払う人件費 ⑩ 報告書等のノーステック財団に提出する書類作成・申請に係る事務費用 ⑪ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合も含む。）の経費 ⑫ 補助事業者が自社（関連会社を含む）の技術等を調達する場合の経費 ⑬ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費	
公募締切	2026年5月15日（金）17:00必着	

2026年度 ノーステック財団
「ものづくり開発・グリーン成長分野推進補助金」(札幌市補助事業) 応募要領

1. 事業の目的

札幌市産業全体の底上げが期待される「ものづくり分野」及び「環境関連分野」において、「さっぽろ連携中枢都市圏」内の企業者等が行う新製品・新技術開発(既製品の改良を含む)の取り組みを支援することによって、圏域内の経済の活性化を図っていくことを目的とします。

2. 補助対象と補助金額

補助金の交付対象となる事業は、下記の分野における新製品・新技術の開発(既製品の改良を含む)に関する取り組みに対し、その経費の一部を補助する(原則、実用化・事業化の可能性の高いもの)。

- I. ものづくり分野 (1) 製造関連 (2) 健康福祉・医療関連
- II. 環境分野 (3) 環境関連

【留意事項】

2026(令和8)年度より、「食」「IT」分野は対象外としております。食品の新製品開発やソフトウェア開発などは対象外となりますので、ご注意ください。判断に悩む場合は事前に事務局にご相談ください。

I. ものづくり分野 (1) 製造関連 (2) 健康福祉・医療関連

【補助対象者】

下記の要件をすべて満たす中小企業者^{*1}、組合等^{*2}を対象とする。

- ①「さっぽろ連携中枢都市圏」を構成する市町村(※)の区域内に本社を有する企業
※市町村：札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町
- ②設立後1年以上経過していること
- ③事業を実施するための経営資源、人材等を有し、事業を継続して実施する見通しがあること
- ④地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと
- ⑤市町村税の滞納がないこと
- ⑥会社更生法、民事再生法等に基づく再生または更生手続きを行っている者でないこと
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者ではないこと

※1：中小企業者とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する企業をいう。ただし、発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業(中小企業者以外の企業)が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者を除く。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

(中小企業基本法より抜粋)

(注) 日本標準産業分類・中分類39「情報サービス業」は中小企業基本法に規定する「サービス業」に分類されます。

※2：「中小企業団体の組織に関する法律」第3条第1項に定める事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会であって、総組合員の過半数が、上記①を満たし、かつ当該協同組合等が上記②～③を満たすとともに、補助対象事業の実施場所がさっぽろ連携中枢都市圏域内であること。

【補助金額（補助率）】

限度額：500万円（補助率：補助対象経費の1/2以内）・・・千円未満切り捨て

■介護支援関連の開発の補助率は、補助対象経費の2/3以内

介護支援関連の対象は、情報感知（センサー系）、判断（知能・制御系）、動作（駆動系）のいずれかの技術を有し、高齢者や介護現場の具体的ニーズ（以下9分野）の支援に資する内容が対象となります。

①移乗支援 ②移動支援 ③排泄支援 ④見守り・コミュニケーション ⑤入浴支援

⑥介護業務支援 ⑦機能訓練支援 ⑧食事・栄養管理支援 ⑨認知症生活支援・認知症ケア支援

参照：厚生労働省HP

介護テクノロジー利用の重点分野について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000209634_00013.html

介護テクノロジー利用の重点分野定義

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001268136.pdf>

■バリアフリー等に資する開発の補助率は、補助対象経費の2/3以内

バリアフリー等に資する開発は、障がい者、高齢者、妊産婦その他の者で日常生活又は社会生活において行動上の制限を受けるものや外国人の日々の暮らし（観光を含む）において障壁（下記「札幌市福祉のまちづくり条例の基本理念」①、③）となるものを取り除くこと。

「札幌市福祉のまちづくり条例（平成10年制定）の基本理念」

○バリアフリー社会の実現に向け、解消すべき4つのバリア

① 交通機関、建築物などにおける物理的なバリア

② 資格制限などによる制度的なバリア

③ 展示や音声案内、手話サービスや文字情報の欠如などによる文化、情報面のバリア

④ 障がい者を庇護されるべき存在として捉えるなどの意識上のバリア

https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/barrier/basic/dai1sho27.html#1-1-3_2

介護支援関連、バリアフリー等に資する案件の認定は、応募書類の記載内容を踏まえ、札幌市およびノーステック財団が認定することとする。

II. 環境分野（3）環境関連

環境関連の対象は省エネ、創エネ、蓄エネ等のエネルギー関連産業や資源循環関連産業等におけるカーボンニュートラルの推進に資する製品・技術・システムの開発及び実証実験等となります。

【補助対象者】

「環境関連分野」については中小企業者、組合等の他、大企業も対象とする。

①「さっぽろ連携中枢都市圏」を構成する市町村（※）の区域内に本社を有する企業

※市町村：札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町

②設立後1年以上経過していること

③事業を実施するための経営資源、人材等を有し、事業を継続して実施する見通しがあること

④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと

⑤市町村税の滞納がないこと

⑥会社更生法、民事再生法等に基づく再生または更生手続きを行っている者でないこと

⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者ではないこと

⑧上記②～⑦を満たす「さっぽろ連携中枢都市圏」内企業等を代表として、市町村内外企業等・大学研究機関等により構成したコンソーシアム^{※1}

※1：企業等については、上記②～⑦を全て満たす民間企業または組合等とします。
：大学等研究機関については、次のいずれかに該当するものとします。
ア. 大学、短期大学 イ. 独立行政法人 ウ. 公設試験研究機関（地方独立行政法人を含む）
エ. 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人並びに一般財団法人
：コンソーシアムにて申請する場合は、それぞれのコンソーシアムごとに協定書を作成し提出していただく必要があります。
（協定書の様式及び提出方法については、補助金交付決定後、別途ご案内いたします。）

【 補助金額（補助率） 】

限度額：1,000万円（補助率：補助対象経費の2/3以内）・・・ 千円未満切り捨て

I. ものづくり分野 II. 環境分野 共通項目

【補助対象経費】	事業を遂行するために直接必要となる下記の経費を対象とする。	
旅費※1	本事業に直接的に関わる役員・従業員旅費、外部専門家・技術指導員等招聘旅費	
報償費	外部専門家・技術指導員等に係る技術指導費及びコンサルタント費	
原材料・消耗品費	本事業の遂行に直接要する試薬、資材、部品、消耗品、書籍等の購入に要する経費 ※取得価格（消費税込み）が10万円未満または耐用年数が1年未満のもの	
人件費	本事業に直接的に関わる従業員（役員を除く）の人件費 ※就業時間内における直接作業時間を補助対象とします。（時間外は対象外です。） 時間単価 = (基本給与月額 + 職務手当・能力手当) × 12ヶ月 / 年間所定労働時間 生涯設計手当等は基本給に含まれません。	
	I	(1) 製造関連 (2) 健康福祉・医療関連 補助対象経費の1/2以内 かつ500万円以内
		(1)、(2)のうち、介護支援関連及び バリアフリー等に資する開発 補助対象経費の2/3以内 かつ500万円以内
	II	(3) 環境関連 補助対象経費の1/3以内 かつ500万円以内
通信・運搬費	本事業の遂行に直接要する切手、宅配料等の経費	
機器装置等賃借料	本事業の遂行に直接使用する実験装置、測定機器、その他設備・備品等の賃貸・リースに要した経費	
機器装置等購入費 ※2	本事業の遂行に必要な実験装置、測定機器、その他設備・備品等の購入に要した経費 ※取得価格（消費税込み）が10万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの	
	I	(1) 製造関連 (2) 健康福祉・医療関連 補助対象経費の2/3以内 かつ650万円以内
		(3) 環境関連 補助対象経費の1/3以内 かつ500万円以内
外注費 (調査・分析・加工・共同研究費など)	<ul style="list-style-type: none"> ●調査：本事業の遂行に必要な各種調査業務を外部に委託する経費 ●分析：本事業の遂行に直接要する試薬、資材、部品の製作および外注分析に要する経費 ●加工：本事業の遂行に必要な機器・設備類の製造費、改造費、修繕経費等（パッケージデザイン料等を含む） ●共同研究費：本事業の遂行に必要な大学・試験研究機関等との共同研究に要する費用 	
その他の経費	上記の他、本事業の遂行に必要と認められる経費（特許取得費用等）	

※1：旅費については、国内旅費に限ります。また、交通費は実費（ただし、特別車両料金、特別船室料金、特別席料金等を除く）とし、宿泊費及び日当については、原則として、社内規程によることとしますが、規程類が未整備の場合は実費を基に算定します。

※2：原則、パーソナルコンピュータ、プリンタ、コンピュータ周辺機器、デジタルカメラ等の汎用物品は補助対象外とします。

【補助対象外経費】 次のものは補助対象となりませんのでご注意ください。

- ① 補助対象となる経費の額は消費税仕入控除額[※]を差し引いた金額（但し、免税事業者はこの限りではない）
※：消費税等仕入控除税額とは、補助事業者が課税事業者の場合、補助事業に係る課税仕入れに伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が二重にならないよう、課税仕入れの際の消費税及び地方消費税相当額については、原則として予め補助対象経費から減額しておくこととしています。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。
- ② 土地及び建物の購入または借上料等に係る経費
- ③ 施設等の改造費、既存設備・機械の使用料、固定資産税、水道光熱費等
- ④ 販売（営業）目的となる経費（展示会等への出展料なども含む）
- ⑤ 銀行振込手数料（取引先が負担している場合についても、値引きと見なします）
- ⑥ 車両の借上費用、高速料金、駐車料金、ガソリン代等
- ⑦ 食料費、接待費、会食費等の個人消費的経費
- ⑧ 他の用務（営業等）との併用となっている旅費
- ⑨ 派遣会社等に支払う人件費
- ⑩ 報告書等のノーステック財団に提出する書類作成・申請に係る事務費用
- ⑪ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合も含む。）の経費
- ⑫ 補助事業者が自社（関連会社を含む）の技術等を調達する場合の経費
- ⑬ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

3. 事業実施期間

補助金交付決定日 から **2027年3月8日（月）** まで

※ただし、補助対象経費の支出については、2027年2月27日までに支払を終えた経費を対象とします。

4. 採択予定件数

I～IIの分野合計5件程度（うち、札幌市外に本社を有する圏域内企業は1件まで）

5. 応募手続き

応募される方は、募集期間内に次の応募書類を、ノーステック財団 ビジネスソリューション支援部に提出してください。（「8. 提出方法」参照）

応募書類の様式（様式1-1～1-6）は、財団ホームページからダウンロードできます。

【URL】 https://www.noastec.jp/news/subsidy/post_6643.html

【提出書類】

<input type="checkbox"/>	（様式1-1）ものづくり開発・グリーン成長分野推進補助金（札幌市補助事業）交付申請書
<input type="checkbox"/>	（様式1-2）事業計画書
<input type="checkbox"/>	（様式1-3）実施計画書（事業実施におけるスケジュール）
<input type="checkbox"/>	（様式1-4）補助対象経費積算書
<input type="checkbox"/>	（様式1-5）コンソーシアム研究機関概要（環境関連分野でコンソーシアムの場合）
<input type="checkbox"/>	（様式1-6）誓約書兼同意書
<input type="checkbox"/>	企業等パンフレット
<input type="checkbox"/>	定款（または寄附行為）
<input type="checkbox"/>	企業・団体の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写）… 法務局より取得
<input type="checkbox"/>	直近3期分の決算報告書の写し（貸借対照表、損益計算書等）
<input type="checkbox"/>	法人市町村民税の納税証明（写）… 各市役所、町村役場または各市税事務所より取得

※登記簿謄本（履歴事項全部証明書）および法人市民税等の納税証明につきましては、
3ヶ月以内のものを提出して下さい。（法人市町村民税の納税証明の請求については、各市町村
 のホームページをご覧ください。）

「（記載例）札幌市納税証明請求書」を参考としてください。

【 注意事項 】

- ・本提出書類は全て必須書類ですので、不備がある場合は、受付いたしません。
- ・各様式とも手書きや切り貼りしたものは、受付いたしません。

（記載例）札幌市納税証明請求書

所得証明・納税証明・課税証明請求書

令和 年 月 日

（注意）○法人の場合は「現住所」欄に所在地を、「1月1日の住所」欄に本店所在地を、
 ○窓口に来られた方は「運転免許証など身分証明書の顔写真を貼る」欄に本人確認書類（1
 ○代理人の場合は「委任状」が必要です。ただし、代理人が本人と同居する親族
 には「委任状」は不要です。

どなたの証明が必要ですか。

現住所 電話 - -
 1月1日の住所
 フリガナ (法人の場合のみ代表者印が必要です。)
 氏名 印
 生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日

ほか同居の親族の方の証明書が必要な場合は、その氏名をお書きください。

フリガナ 氏名 氏名 氏名
 明・大・昭・平・令 年 月 日生 明・大・昭・平・令 年 月 日生 明・大・昭・平・令 年 月 日生

窓口に来られた方 (本人が来られた場合は、記入不要です。)

住所 電話 - -
 フリガナ (法人の場合のみ代表者印が必要です。)
 氏名 印 同居の親族(続柄) その他
 生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日

使用目的 (口内に✓印を記入してください。)

扶養認定 限度額適用認定 高額療養費 公営住宅 ビザ (VISA)
融資申込 入札参加資格登録 車両登録
公的年金等の受給 国民年金保険料免除 幼稚園・保育所入所等
軽自動車車検 児童手当 児童扶養手当
学校関係 () その他 (ものづくり開発・グリーン成長分野推進補助金)

必要な証明の種類など (口内に✓印を記入し、必要な年数と通数を記入してください。)

証明種類	証明項目(税目)	年度・通数
<input type="checkbox"/> 所得証明	<input type="checkbox"/> 所得金額のみ	年1月1日
	<input type="checkbox"/> 所得金額と市民税・道民税・森林環境税額と控除の内訳	から12月31日までの所得 通
	<input type="checkbox"/> 所得金額と市民税・道民税・森林環境税額	(年度)
<input checked="" type="checkbox"/> 納税証明 (課税額と納付状況)	<input type="checkbox"/> 市民税・道民税・森林環境税	年度 通
	<input type="checkbox"/> 法人市民税 <input type="checkbox"/> 事業所税 事業年度 (年 月 日から 年 月 日まで)	
<input type="checkbox"/> 課税証明 (課税額のみ)	<input type="checkbox"/> 軽自動車税(車両番号:札幌)	年度 通
	<input type="checkbox"/> 固定資産税(土地・家屋分) 区課税分	
	<input type="checkbox"/> 固定資産税(償却資産分) 区課税分	
	<input checked="" type="checkbox"/> その他(指名願用・酒販免許用・公益法人認定用)	通

以下は記入しないでください。

受付	作成	交付	確 認	備 考	証 明 件 数	手 数 料
			免許・パス・除手・マイC 身分証・官印・印・資格証 保険証・年手・介護証・診察券 学生証・預通・マイC・マイC その他()		所得 件 課税 件 納税 件	件× 400円 円 件× 免除

ものづくり開発・グリーン成長分野
 推進補助金の申請

指名願用

6. 提出方法

オンライン補助金申請システムに所定の様式等をアップロードし、提出してください。

【URL】 https://kenkyujyosei.noastec.jp/applicant/applicant_index.php

◆システムのご利用にはアカウント登録（ID・パスワードの発行）が必要です。

※補助金申請システムが利用できない場合は、事前にご連絡のうえ、持参又は郵送で提出してください。
(郵送の場合、応募期日必着で送付して下さい。)

- ① 提出書類：様式 1-1～1-6・・・1部 (片面印刷、左肩ホチキス留め)
その他提出書類・・・各1部
- ② 電子媒体：CD-R等の電子媒体 (下記書類を格納)
 - ・提出書類 (様式 1-1～1-6) の電子データ (Word、Excel)
 - ・その他提出書類 (PDF)

7. 提出期限

2026年5月15日 (金) 17:00 必着

8. 問い合わせ先 (提出先)

公益財団法人 北海道科学技術総合振興センター (ノーステック財団) ビジネスソリューション支援部 渡辺、福山 〒001-0021 札幌市北区北 21 条西 12 丁目 コラボほっかいどう TEL : 011-792-6119 E-mail : hcluster@noastec.jp
--

9. 審査及びスケジュール等

(1) 審査方法

【 選定方法 】

選定に当たっては、当財団による要件審査を経て、当財団が組織する「審査委員会」において、「補助金の目的との適合性 (※)」及び、下記の「評価の観点」について、書類およびヒアリング (必要に応じて実施) による審査を行った上で決定いたします (ヒアリング審査対象者には別途通知します)。

※審査の過程で「食」「IT」分野に該当すると判断する場合がございますのでご了承ください。

【 評価の観点 】

(1) 開発内容の評価	
① 開発内容の新規性・独自性	本事業の目的に合致しており、新製品・新技術等の開発に関する内容であって、新規性および独自性を有するものであるか。
② 開発内容の優秀性	開発の目的・目標を達成するための課題の解決方法や開発スケジュールなど、開発全体が適切であり、整合性が図られている内容であるか。
③ 開発体制及び開発能力、開発費の妥当性	開発体制及び開発能力が本開発を遂行するうえで妥当であるか。また、開発費提案額が開発計画等に照らして妥当であるか。
(2) 事業化可能性の評価	
① 製品の優位性	新製品・新技術が、競合製品に比べ価格格的・性能的に優位性があるか。
② 市場の成長性	将来的に成長・発展が期待できる市場であり、その市場ニーズに合致した取組であるか。
③ 製品化の見通し及び事業化計画の妥当性	製品化の見通しや事業化計画が具体的かつその内容が妥当であるか。
④ 参加企業の事業化能力	事業化における資金、人材、技術等の経営資源を持っているか。

【スケジュール】

5月15日（金）	■公募締切（17：00必着）
5月中旬～	■書面審査
6月26日（金）	■ヒアリング審査（書面審査で選定された事業者）
6月下旬	■採択内定通知（メールで通知） 補助金申請額の積算内容を精査し、その一部を修正させていただく場合がございます。
7月上旬	■補助金交付決定通知
7月中旬～	■採択事業者向け事務処理説明（補助金規程・補助事業実施の手引き）
11月上旬 ～12月下旬	■進捗状況報告書提出 ■中間検査（経費の執行状況確認）
2月27日（土）	■経費支出期限 2月27日（土）までに支払を終えた経費が対象となります。
3月4日（木）	■補助事業実績報告書一式提出期限（確定検査）
3月8日（月）	■補助事業成果報告書一式提出期限
3月19日（金）	■事業成果報告会
3月下旬	■補助金額の確定通知 ■補助金支払

【採択の公表】

採択された事業計画については、補助金交付決定後、財団ホームページや札幌市ホームページにて公表（事業者名、事業計画名・内容等）致します。

【補助事業に係る経理】

原則、補助金の管理責任は申請事業者（コンソーシアムの場合は、コンソーシアムの申請代表者）が負い、補助金交付規程等に従って、補助金を適正に執行していただきます。

10. その他

- 国や道など、他の助成制度（補助事業、委託事業）等による財政的支援を受けている同一事業者の同一事業（予定を含む）については、交付申請を行うことはできません。なお、採択後に他の支援を受けていることが判明した場合は、交付の決定を取り消す場合があります。
 - 2024年度、2025年度の2ヶ年度続けて当該補助金の交付を受けた事業者は、本年度の当該補助金へ応募することはできません。
 - 本補助金の交付を受けた事業者は、同一年度かつ同一テーマで他の助成制度への交付申請を行うことはできません。
 - 応募書類及び添付書類は返却しませんのでご了承ください。
 - 本補助金では、応募書類の取り扱いが厳重に行います。
 - 補助事業者に対しては、今後、補助事業の成果による売上等を報告していただく（事業終了後5年間）ほか、札幌市の補助金成果事例集や当財団のホームページ等に掲載させていただく場合があります。（ただし、特許出願などの知的財産戦略上、支障がある場合を除きます）。
- また、札幌市やノーステック財団が実施するセミナー等で発表していただく場合がありますので、ご協力願います。

2026年 月 日

ノーステック財団
「ものづくり開発・グリーン成長分野推進補助金」(札幌市補助事業)
交付申請書

公益財団法人 北海道科学技術総合振興センター
理事長 藤井 裕 様

(住 所)

申請者 (企業・団体名)

(代表者職・氏名)

ノーステック財団「ものづくり開発・グリーン成長分野推進補助金」(札幌市補助事業)の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 事業計画名

取組内容を表す簡潔な名称を記載してください。

2. 事業の目的及び概要

事業概要300字以内・字数厳守

採択時にこの記載を財団ホームページ等で公表いたします。

3. 事業の着手及び完了の予定期日

着 手 : 交付決定日

完 了 : 2027年 3月 8日

4. 補助金交付申請額

金 円

5. 関係書類

①様式1-2 事業計画書

②様式1-3 実施計画書

③様式1-4 補助対象経費積算書

<事業計画内容記載のポイント>

① 文字や文章の強調

ポイントとなる文字や強調したい文章には、色を変える、下線を引く、太字にする、フォントを変える等強調してください。

② 写真や図の活用

事業計画書の記載について、写真や図グラフを活用して、イメージが掴みやすいよう工夫してください。

③ 統計データの活用

市場の推移・動向などで、客観的・定量的なデータ等が有れば、そのデータを活用して説明してください。

(様式 1-2)

2026年度「ものづくり開発・グリーン成長分野推進補助金」

事業計画書

※様式 1-2 全体で、7 枚以内で記載してください。

1. 事業計画概要

事業計画名			
事業実施期間	(着手) 交付決定日 ~ (完了) 2027年3月8日		
提案分野 (※該当する分野に○を記載。但し介護支援関連、バリアフリーは◎を記載。)	(1) 製造関連	(2) 健康福祉・医療関連	(3) 環境関連
介護支援関連、バリアフリー等に関する説明	<p>※赤字は削除して記載下さい。</p> <p>「介護支援関連」及び「バリアフリー等に資する開発」として申請する場合、介護支援関連及びバリアフリーに資する点を列挙してください。この認定は、札幌市とノーステック財団で行います。(応募要領 P2 および P4 参照)</p>		
事業の概要 (300 字以内・字数厳守・採択時にこの記載を財団ホームページ等で公表します)			

2. 申請企業の概要

企業・団体名			
代表者職・氏名			
本社所在地	〒 _____ TEL : _____ URL : _____		
事業の主たる実施場所等	<input type="checkbox"/> 本社 <input type="checkbox"/> 本社以外 (所在地 : _____)		
担当者職・氏名			
担当者連絡先	TEL : _____		
	E-mail : _____		

設立年月日	年 月 日	資本金又は 出資金総額		
日本標準産業分類 における中分類		従業員数	人 (常勤： 人、非常勤 人)	
事業 内容	主な業務内容と 売上構成(%)			
	主な取引先	販売先： 仕入先：		
	主な株主と比率 (%)又は構成員			
	主な研究開発 の実績			
	決算状況	(単位：円)		
		決算期	年 月期 (直近期)	年 月期 (前期)
売上高				
営業利益				
経常利益				
当期利益				
総資産額※1				
純資産額※2				
※1 決算書の貸借対照表の「資産の部合計」の数値を記載 ※2 決算書の貸借対照表の「純資産の部合計」の数値を記載				

3. 事業計画内容

各記載項目について記載してください。なお、記載項目に含まれていない事項であっても、記載したい内容がございましたら、併せてご記載ください。

(1) 事業に取り組む背景

※本件製品開発・技術開発を計画するに至った背景・動向について、社会的意義、市場ニーズ、社内での事業位置付け等を記載してください。

- ① 弊社の概要
- ② 弊社の強み
- ③ 弊社の課題
- ④ 本件開発製品・技術の社会的ニーズ、社会的意義
- ⑤ 本件開発製品・技術の市場ニーズ
- ⑥ 本件事業の社内での位置付け（新規事業への進出、本業の市場拡大等）
- ⑦ その他

(2) 事業の具体的内容・目標

- ①本件事業で開発する新製品・新技術は何か、具体的に記載してください。
- ②開発目標
- ③製品化・技術開発のための課題
- ④課題解決のための具体的な取組
- ⑤その他

(3) 新規性・優位性

- ①既存（類似）製品・技術・システムの現状
既存（類似）製品・技術・システムの有無。ある場合、その主な担い手企業、市場について。
- ②本件開発製品・技術・システムの新規性・独自性
インターネット検索等で類似製品・技術・システムが見つかる場合、そうしたものの差異について。
- ③本件開発製品・技術・システムの付加価値、優位性
- ④その他

	現状	本件
新規性		
独自性		
付加価値		
優位性		
その他		

(4) 事業計画

実施項目（実施期間）、実施内容、成果目標を箇条書きで記載
本項目記載事項が、（様式 1－3）実施計画書に反映

(5) 事業予算

※別紙「補助対象経費積算書（様式 1－4）のとおり

(6) 開発体制および役割分担等

①開発体制（外部機関との役割分担）

※下表のような形で申請者及び関係する機関の役割や実施する内容を記載して下さい。

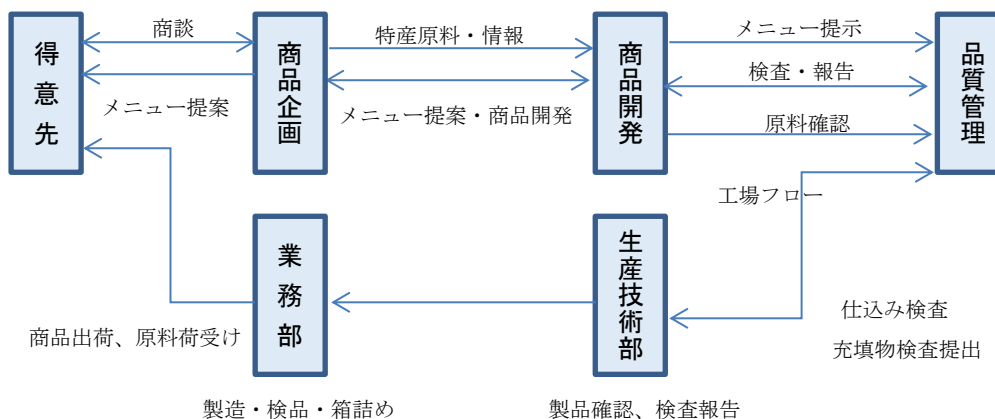
	申請者	共同実施者	外部関連者
実施内容	(様式 1-3) 実施計画書の「実施内容」と同一の内容を記載	具体的に実施することを箇条書きで記載。	
	1. ～の企画・設計	仕様・図面の作成	A 社（共同開発企業） ・ 仕様の作成
	2. 試作機の作成	各備品の組立	C 社（外部委託先） ・ ～部分の作成
	3. 試作機の稼働実験	・ 試験稼働 ・ データ収集	B 大学（共同研究機関） ・ データ分析、モデル作成
			D 社（協力販売先等） ・ 試作品の評価

②社内体制

社内の体制について、記載してください

【記載例】

「事業の組織体制図（イメージ図）」



(7) 参入を狙う市場の規模と今後の市場の見通し

市場の成長性などを加味し、市場の規模や今後の見通しについて記載してください。

(8) 製品化の見通しと事業化計画

①製品化・事業化の時期はいつ頃を目指しているか。価格の想定も記載してください。

②販売開始後、3年間の販売計画（売上高等を表にしてください。）

	1年目	2年目	3年目
売上高	2,000万円	2,400万円	2,880万円
既存先	1,500万円	1,800万円	2,160万円
新規先	500万円	600万円	720万円
年増率	—	20%	20%
根拠	既存先大手卸売業者の売上高約3%、1,000万円、新規販売先、確約500万円で試算。	既存先の前年実績増と新規先の取引増加を年20%と見て試算。	既存先の前年実績増と新規先の取引増加を年20%と見て試算。

③特許等取得の計画

④他企業への技術移転、派生製品開発等更なる事業展開の計画があれば記載して下さい。

⑤事業化による波及効果

事業化によりもたらされる効果、創造される市場や社会への影響や効果等を記載してください。

環境・エネルギー分野については、環境・エネルギー関連産業の活性化、市民生活の向上につながる効果（原則、可能な限り定量化した数値目標）を記載してください。

⑥その他


【専門用語解説】

専門用語について、適宜解説してください。

事業計画書を確認して、当財団から追加で専門用語の解説をお願いする場合があります。

実施計画書 (事業実施におけるスケジュール)

(企業名・団体名)

実施内容	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
									
	(成果目標)								
	(成果目標)								
	(成果目標)								
	(成果目標)								
	(成果目標)								

※「事業計画書(様式1-2)」3. 事業計画内容-(4) 事業計画で記述した実施項目、内容毎に記載。

※実施項目毎に始期と終期を矢印で記載。

※実施項目毎に開発等による成果目標を記載。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用してください。

補助対象経費積算書

(企業名・団体名)

提案分野(補助率):

(単位:円)

補助対象 経費区分	積算内容 【品名(単価、数量等を含む)・仕様等】	備 考 (使用用途等)	事業経費 (税抜)	補助対象経費 (税抜)
旅 費				
	小 計		0	0
報 償 費				
	小 計		0	0
原 材 料 ・ 消 耗 品 費				
	小 計		0	0
人 件 費				
	小 計		0	0
通 信 ・ 運 搬 費				
	小 計		0	0
機 器 装 置 等 賃 借 料				
	小 計		0	0
機 器 装 置 等 購 入 費				
	小 計		0	0
外 注 費				
	小 計		0	0
そ の 他 経 費				
	小 計		0	0
合 計			0	
補助対象経費合計 (人件費・機器装置等購入費の補助率等については、提案分野により異なりますので、下記及び 応募要領P6にてご確認下さい。)				0
補助金交付申請額 (補助対象経費合計×補助率) ※千円未満切捨て				0

<参考>

分野	I	II
		(1) 製造関連分野 (2) 健康福祉・医療関連分野
補助金額 (限度額)	500万円以内	1,000万円以内
補助率	補助対象経費総額の1/2以内 ※介護支援関連及びバリアフリー等に資する開発は、 補助対象経費総額の2/3以内	補助対象経費総額の2/3以内
	人件費 (補助対象経費総額の1/2 500万円以内) ※介護支援関連及びバリアフリー-2/3 500万円以内	人件費 (補助対象経費総額の1/3 500万円以内)
	機器装置等購入費 (補助対象経費総額の2/3 650万円以内)	機器装置等購入費 (補助対象経費総額の1/3 500万円以内)

コンソーシアム研究機関概要

研究機関名		代表者役職・氏名	
所在地	〒 TEL : URL :		
担当者	(所属) TEL :	(役職/氏名) E-mail :	
事業に参加する研究代表者の概要	所属学会		
	主たる研究・技術開発分野		
	研究・技術開発キーワード		
	過去の研究・技術開発実績	過去の研究（著書、研究論文、特許等）、または過去の補助・委託事業採択実績	

※ コンソーシアムで応募される場合、コンソーシアムを構成する研究機関分について作成して下さい。

誓 約 書 兼 同 意 書

2026年 月 日

(宛先)

公益財団法人北海道科学技術総合振興センター
理 事 長 藤 井 裕 様

申請者 住 所
法人・団体名
役職・代表者氏名

- 1 「ものづくり開発・グリーン成長分野推進補助金」について申請し、交付を受けるに当たり、次のことを誓約します。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者でないこと。
 - (2) 補助事業の実施に関し、法令に違反していないこと。
 - (3) 重大又は悪質な法令違反をしていないこと。
 - (4) 今後、上記(1)、(2)又は(3)に該当しなくなったときは、遅滞なく報告すること。

- 2 「ものづくり開発・グリーン成長分野推進補助金」について申請し、交付を受けるに当たり、次のことに同意します。

(贈与契約の拒否・交付前の贈与契約の解除)

 - (1) 補助金の交付を受ける前に上記1(1)、(2)又は(3)に該当しなくなった場合、補助金の交付を受けないこと。

(交付後の贈与契約の解除)

 - (2) 補助金の交付を受けた後に上記1(1)、(2)又は(3)に該当しなくなった場合、財団理事長の指示に従い補助金の全部又は一部を返還すること。

ノーステック財団
「ものづくり開発・グリーン成長分野推進補助金」規程

(総 則)

第1条 公益財団法人北海道科学技術総合振興センター（以下「財団」という。）が実施するノーステック財団「ものづくり開発・グリーン成長分野推進補助金」の交付については、この規程の定めるところによる。

(目 的)

第2条 この補助金は、札幌市産業全体の底上げが期待される「ものづくり分野（食及びIT関連を除く）」、「環境関連分野」において、「さっぽろ連携中枢都市圏」を構成する市町村（札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町）の区域（以下「圏域」という。）内の企業者等が行う新製品・新技術開発（既製品の改良を含む）の取り組みを支援することによって、圏域内の経済の活性化を図っていくことを目的とする。

(定 義)

第3条 この規程において「中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する企業をいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、「さっぽろ連携中枢都市圏」を構成する市町村の圏域内に本社を有する者。ただし、発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の企業）が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者を除く。
- (2) 2以上の中小企業者等により構成されるグループであって、かつ、中核的な役割を担う代表企業が、前号に該当するもの。
- (3) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に定める事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会であって、総組合員の2分の1以上が、第1号を満たす者。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、下記の分野における新製品・新技術開発（既製品の改良を含む）に関する取り組みに対し、その経費の一部を補助する（原則、実用化・事業化の可能性の高いもの）。

ア 製造関連

イ 健康福祉・医療関連

ウ 環境関連

環境関連の対象は、省エネ、創エネ、畜エネ等のエネルギー関連産業や資源循環関連産業

等におけるカーボンニュートラルの推進に資する製品・技術・システムの開発及び実証実験等が対象となる。

(補助事業者)

第5条 補助金交付対象者(以下「補助事業者」という。)は、次の要件に全て該当することを要する。

(1) 札幌市および連携市町村内企業等

ア 中小企業基本法に定める中小企業者等であること(「環境分野」においては大企業も対象とする)

イ 「さっぽろ連携中枢都市圏」を構成する市町村の圏域内に本社を有していること

ウ 法人格を有し設立後1年以上経過していること

エ 事業を実施するための経営資源、人材等を有し、事業を継続して実施する見通しがあること

オ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと

カ 市町村税の滞納がないこと

キ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生または更生手続きを行っている者でないこと

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者ではないこと

ケ 当該年度において同一の開発課題で国・北海道・札幌市など、他の助成制度(補助金、委託費)等から補助金を受けていない(予定を含む)こと

(2) 札幌市および連携市町村内企業等を代表として共同研究実施機関等と2者以上で構成したコンソーシアム(「環境分野」のみ対象とする)

「共同研究実施機関等」とは次の各号に該当するものをいう

ア 民間企業および組合等

イ 大学、短期大学

ウ 独立行政法人

エ 公設試験研究機関(地方独立行政法人を含む)

オ 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人並びに一般財団法人

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち別表1「補助対象経費」に定めるものとする。

(補助率等)

第7条 補助率等については、次のとおりとする。

(1) 第4条で示すア、イの分野の補助率は、補助対象経費の2分の1以内とする。

ただし、介護支援関連及びバリアフリー等に資する開発に対する補助率は、補助対象経費の

3分の2以内とする（千円未満切り捨て）。

(2) 第4条で示すウの分野の補助率は、補助対象経費の3分の2以内とする（千円未満切り捨て）。

(3) 第4条で示すア、イの分野の補助金の上限額は1事業につき500万円、ウの分野の補助金上限額は1,000万円を限度とする。

(事業期間)

第8条 対象となる補助事業の期間は、別途応募要領に定めるものとする。

(提出書類)

第9条 補助を受けようとする者は、別途応募要領で定める書類を財団理事長に提出する。

(交付の条件)

第10条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

(1) 補助対象事業の内容を変更するときは、財団理事長の承認を受けること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助対象事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、財団理事長の承認を受けること。

(3) 補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに財団理事長に報告し、その指示を受けること。

(4) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

(5) 補助事業により取得又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、その台帳を設け、保管状況を明らかにしておくこと。また、台帳は補助事業の完了日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

また、取得財産等については、補助事業の完了の年の翌年から起算して5年以内、または「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過することとなるまでの期間において、他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し若しくは債務の担保に供しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、あらかじめ財団理事長の承認を受けること。

(6) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

(7) 第5項の財団理事長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を財団に納付させることがある。

- (8) 補助対象事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、別途指定する期日までに補助事業実績報告書及び成果報告書を財団理事長に提出すること。
- (9) 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。なお、補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。
- ア この補助金を他の用途に使用したとき
 - イ 補助対象事業の執行に関し、この補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件その他法令又はこれに基づく財団理事長の処分に違反したとき
 - ウ 虚偽の申請その他不正な行為があったとき
- (10) 前項の規程による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算した違約加算金を財団に納付すること。
- (11) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算した違約延滞金を財団に納付すること。
- (12) 補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え、当該補助対象事業の完了の日に属する年度の翌年度から 5 年間保存すること。
- (13) 補助金の交付申請時に当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合として、当該消費税等仕入控除税額を減額しないで申請した場合は、次の条件を付す。
- ア 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律 第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額の 100 分の 25 に相当する額を合計した金額に補助率等に乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告すること。
 - イ 補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において、前項により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに財団理事長に報告するとともに、当該金額を返還すること。

(その他)

第 11 条 この規程に定めるもののほか補助金の交付に必要な事項は、別に定める。

(附 則)

この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行し、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。

この規程は、平成 24 年 6 月 4 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
この規程は、平成 25 年 4 月 30 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 「補助対象経費」

【 補助対象経費 】 事業を遂行するために直接必要となる下記の経費を対象とする。		
旅 費※ ¹	本事業に直接的に関わる役員・従業員旅費、外部専門家・技術指導員等招聘旅費	
報償費	外部専門家・技術指導員等に係る技術指導費及びコンサルタント費	
原材料・消耗品費	本事業の遂行に直接要する試薬、資材、部品、消耗品、書籍等の購入に要する経費 ※取得価格（消費税込み）が10万円未満または耐用年数が1年未満のもの	
人 件 費	本事業に直接的に関わる従業員（役員を除く）の person 費 ※就業時間内における直接作業時間を補助対象とします（時間外は対象外です） 時間単価＝（基本給与月額＋職務手当・能力手当）×12ヶ月／年間所定労働時間 生涯設計手当等は基本給に含まれません。	
	I	(1) 製造関連 (2) 健康福祉・医療関連 補助対象経費の1/2以内 かつ500万円以内
	I	(1)、(2)のうち、介護支援関連及び バリアフリー等に資する開発 補助対象経費の2/3以内 かつ500万円以内
II	(3) 環境関連 補助対象経費の1/3以内 かつ500万円以内	
通信・運搬費	本事業の遂行に直接要する切手、宅配料等の経費	
機器装置等賃借料	本事業の遂行に直接使用する実験装置、測定機器、その他設備・備品等の賃貸・リースに要した経費	
機器装置等購入費 ※ ²	本事業の遂行に必要な実験装置、測定機器、その他設備・備品等の購入に要した経費 ※取得価格（消費税込み）が10万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの	
	I	(1) 製造関連 (2) 健康福祉・医療関連 補助対象経費の2/3以内 かつ650万円以内
	II	(3) 環境関連 補助対象経費の1/3以内 かつ500万円以内
外注費 (調査・分析・加工・ 共同研究費など)	<ul style="list-style-type: none"> ●調 査：本事業の遂行に必要な各種調査業務を外部に委託する経費 ●分 析：本事業の遂行に直接要する試薬、資材、部品の製作および外注分析に要する経費 ●加 工：本事業の遂行に必要な機器・設備類の製造費、改造費、修繕経費等（パッケージデザイン料等を含む） ●共同研究費：本事業の遂行に必要な大学・試験研究機関等との共同研究に要する費用 	
その他の経費	上記の他、本事業の遂行に必要と認められる経費（特許取得費用等）	

※1：旅費については、国内旅費に限ります。また、交通費は実費（ただし、特別車両料金、特別船室料金、特別席料金等を除く）とし、宿泊費及び日当については、原則として、社内規程によることとしますが、規程類が未整備の場合は実費を基に算定します。

※2：原則、パーソナルコンピュータ、プリンタ、コンピュータ周辺機器、デジタルカメラ等の汎用物品は補助対象外とします。

【 補助対象外経費 】 次のものは補助対象となりませんのでご注意ください。

- ① 補助対象となる経費の額は消費税仕入控除額[※]を差し引いた金額（但し、免税事業者はこの限りではない）

※：消費税等仕入控除税額とは、補助事業者が課税事業者の場合、補助事業に係る課税仕入れに伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が二重にならないよう、課税仕入れの際の消費税及び地方消費税相当額については、原則として予め補助対象経費から減額しておくこととしています。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

- ② 土地及び建物の購入または借上料等に係る経費
- ③ 施設等の改造費、既存設備・機械の使用料、固定資産税、水道光熱費等
- ④ 販売（営業）目的となる経費（展示会等への出展料なども含む）
- ⑤ 銀行振込手数料（取引先が負担している場合についても、値引きと見なします）
- ⑥ 車両の借上費用、高速料金、駐車料金、ガソリン代等
- ⑦ 食料費、接待費、会食費等の個人消費的経費
- ⑧ 他の用務（営業等）との併用となっている旅費
- ⑨ 派遣会社等に支払う人件費
- ⑩ 報告書等のノーステック財団に提出する書類作成・申請に係る事務費用
- ⑪ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号）第 8 条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合も含む。）の経費
- ⑫ 補助事業者が自社（関連会社を含む）の技術等を調達する場合の経費
- ⑬ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

以上

＜問い合わせ先＞

公益財団法人北海道科学技術総合振興センター（ノーステック財団）
ビジネスソリューション支援部 渡辺、福山

〒001-0021 札幌市北区北 21 条西 12 丁目 コラボほっかいどう
TEL: 011-792-6119
E-mail: hcluster@noastec.jp
URL: <https://www.noastec.jp>

応募を検討される方は、事前相談にも対応いたしますので、ご遠慮なくお問合せください。